

第32回軽米町農業委員会総会議事録

1. 招集月日 令和3年9月22日(水)
2. 招集日時 午後1時30分
3. 招集場所 農村環境改善センター1階大会議室
4. 出席委員 農業委員：
会長(10番) 山田 一夫
会長職務代理者(9番) 笹山結実男
1番 安田正一郎、 2番 畑林 悦男、 3番 細谷地 司、
4番 内澤 初蔵、 5番 下谷地敦雄、 6番 福田 光雄、
8番 西舘 徳松

農地利用最適化推進委員：
1番 坂本 武道、 2番 木村 正司、 3番 大久保 広、
5番 寺澤 正幸、 6番 古里 典子、 7番 工藤 郁子、
8番 増尾 勝男、 9番 本田 健耕、 10番 間賀 敬一
5. 欠席委員 農業委員：
7番 苅谷 雅行
農地利用最適化推進委員：
4番 太田 正
6. 事務局職員 事務局長 江刺家 雅弘、 局長補佐 竹澤 泰司、
主任主査 鶴飼 義信、 主事 小林 誠

議長(山田会長)

ただいまより、第32回軽米町農業委員会総会を開会いたします。

(午後1時30分 開会)

議長 本日の出席農業委員は、9名で、在任委員の過半数に達しておりますので会議は成立いたしました。

なお、苅谷委員より欠席の報告がございました。

また、農地利用最適化推進委員は、9名の出席となっております。

なお、太田委員より欠席の報告がございました。

議長 それでは日程に入ります。

日程第1、議事録署名委員についてお諮りいたします。常例により当席より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長 ご異議がないので、3番、細谷地司委員、4番、内澤初蔵委員のお二方をお願いいたします。

議長 日程第2、会期についてお諮りいたします。本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長 ご異議がないので、本日一日と決定いたします。

議長 それでは議事に入ります。日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。朗読を兼ね説明をさせます。

事務局 議案書の1ページになります。農地法第3条の規定による許可申請について3件提出がございます。順番に読み上げさせていただきます。

番号1、農地の所在地は大字〇〇第〇地割の畑2筆になります。面積は合計で546㎡。売買による所有権の移転となります。譲渡人が〇〇〇〇。譲受人が〇〇〇〇。こちらは2筆合計で10万円の対価金となります。現地確認につきましては、木村委員と山田委員をお願いしてございます。

続きまして番号2、大字〇〇第〇地割内の田んぼ1筆になります。面積は、507㎡。こちらは使用貸借になります。期間は10年間になります。貸付人が〇〇〇〇。借受人が〇〇〇〇。現地確認につきましては、木村委員と山田委員をお願いしてございます。

続きまして番号3、大字〇〇第〇地割内の畑1筆になります。面積は1,453㎡。売買による所有権の移転になります。譲渡人が〇〇〇〇。譲受人が〇〇〇〇。こちらの対価金は15万円となっております。現地確認につきましては、木村委員と山田委員をお願いしてございます。

以上、3件につきましてご審議よろしくをお願いいたします。

議長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地調査についてですが、番号1から番号3については、木村委員と私が、依頼されておりますので報告をお願いいたします。

木村委員 報告します。番号1。9月16日、山田委員と私と現地確認に行っていました。位置周囲の状況ですが、〇〇地区内、〇〇センターから道路を挟んだ

位置にあり、町道を挟んで北は田んぼ、西は道路を挟んで山林、南は畑、東は受人の自宅となっております。確認者の意見ですけれど、渡人からの希望もあり、長年借りて菜園として利用しており、今後も耕作することが見込まれることから、周辺への支障はなく許可相当と考えます。

番号2。位置周囲の状況ですが、先程の番号1と同じ場所にあります。道路を挟んで、北東西は田んぼ、南は受人の自宅となっております。こちらは10年間の貸借権の設定ということで、長年渡人から借りて水稻を耕作しており、今後も耕作することが見込まれることから、周辺への支障はなく許可相当と考えます。番号1の2カ所の面積を合わせても下限面積が足りないことから、番号2の利用権設定も併せて行うということです。

番号3。〇〇地区内の受人の自宅の道路を挟んだ向かいに位置します。北側は宅地、西側南側は畑、東側は道路を挟み牛舎となっております。長年、渡人より借りて牧草用として利用しており、保有している機械、家族状況、農業経験から見て効率的に利用できること見込まれます。周辺農地への支障はなく許可相当と考えます。以上です。

議長 　　ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。
番号1について。ご意見ございますか。

（ 「異議なし」との声あり ）

番号2について。ご意見ございますか。

（ 「異議なし」との声あり ）

番号3について。ご意見ございますか。

（ 「異議なし」との声あり ）

議長 　　ご異議がないので、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決定することにいたします。

議長 　　日程第4、議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、上程いたします。朗読を兼ね説明させます。

事務局 　　議案書の2ページになります。農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定になります。番号1、農地の所在は、大字〇〇第〇地割内の畑が1筆となります。面積は4,008㎡。所有者は〇〇〇〇。借受者は〇〇〇〇。賃貸借による5年間の利用権の設定となります。年額21,000円。10アール当たり5,340円となります。現地確認は、木村委員と山田委員にお願いしてござ

います。

続いて番号2、農地の所在は、大字〇〇第〇地割内の畑が1筆となります。番号1と隣り合わせの場所となります。面積は2,565㎡。所有者は〇〇〇〇。借受者は〇〇〇〇。賃貸借による5年間の利用権の設定となります。年額13,000円。10アール当り5,068円となります。現地確認は、木村委員と山田委員にお願いしてございます。

以上、2件につきましてご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。ご意見を伺います。
番号1について。ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号2について。ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第2号については、原案のとおり決定することとし、
計画策定について、町長へ要請いたします。

議 長 以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。

(午後1時57分)